

# 株式会社エーアイティー コーポレート ガバナンス ガイドライン

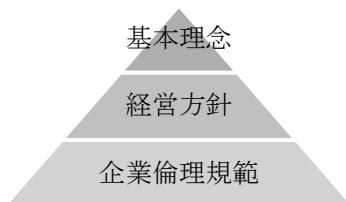
## 第1章 総則

### (基本的な考え方)

- 第 1条 株式会社エーアイティー（以下、「当社」という）は、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制を構築し、株主の立場に立って企業価値の増大を図ることを最大の責務とする。また、健全で透明性の高いコーポレートガバナンス体制の構築を当社の企業経営上の重要課題の一つとして位置付ける。
- 2 当社は、コーポレートガバナンスの充実に取り組むため、コーポレートガバナンス・コードにおける基本的な考え方則り、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。
- (1) 株主の権利・平等性の確保
  - (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
  - (3) 適切な情報開示と透明性の確保
  - (4) 取締役会等の責務
  - (5) 株主との対話

### (理念体系)

- 第 2条 企業活動の根幹にある当社創業にあたっての考え方を「基本理念」として定め、基本理念を受けて中長期で当社が目指す方向性を示したものを「経営方針」として定める。また、基本理念・経営方針を実現し、ステークホルダーとの適切な協働を果たしていくために、当社の役員・従業員が従うべき行動規範を「企業倫理規範」として定める。これら基本理念・経営方針・企業倫理規範は、従業員に配布し個々が隨時確認できる環境を整備する。



基本理念

創発

経営方針

1. 創発により、変化の激しい環境に適応し、お客様と共に持続的に成長します。
2. お客様のニーズに基づいた拠点網を拡充し、組織全体が創発により有機的に結びつき創造性あふれる活発な組織を構築します。

3. 一人ひとりの想像力を高め、創発が生まれる企業文化を作ります。
4. 世界に挑戦できる主体的・自律的な人材を育成し、創発による変革を実現します。

#### 企業倫理規範

##### ～行動規範～

私たちは、個人の倫理観を磨き、良心と良識に基づいて、誠実な活動を行います

##### ～基本姿勢～

1. 私たちは 法令・ルールを遵守していきます
2. 私たちは すべての人の権利と利益を尊重し行動していきます
3. 私たちは 透明性の高い職場とともに社会の良いバランスを保ちます
4. 私たちは 社会的責任を十分に自覚し、果たしていきます
5. 私たちは 幅広い視野で考え、迅速に行動していきます

## 第2章 株主の権利・平等性の確保

### (株主の権利・平等性の確保)

第 3条 当社は、株主の権利が実質的に確保され、株主がその権利を適切に行使できるよう、また株主の実質的な平等性を確保するために、次の措置を取る。

- (1) 株主が株主総会議案を検討できる期間を十分に確保し、適切に議決権行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を速やかに東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスや当社ウェブサイトに開示するとともに、株主総会日の3週間前までに招集通知を発送する。また、より多くの株主が出席できるよう開催日の設定にも配慮する。
- (2) インターネットによる議決権行使を採用し、議決権の電子行使を可能にするための環境作りを行う。
- (3) 招集通知の英訳を行い、当社のウェブサイトに開示する。
- (4) 会社提案議案について、相当数の反対票が投じられた議案があった場合、取締役会において反対要因の分析を行い、その後の対応の要否について検討を行う。
- (5) 株主名簿や取締役会議事録の閲覧・謄写請求の他、株主総会における株主提案等、会社法において少数株主に認められている権利について、株式取扱規程で権利行使の方法を定める等し、権利行使ができるよう配慮する。

### (実質株主の権利確保)

第 4条 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことを希望する場合、当社は基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としているため、信託銀行名義で株式を保有する機関投

資家等の実質株主の株主総会出席は原則として認めない。

- 2 前項にかかわらず、信託銀行名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が、当該信託銀行を通じ、あらかじめ株主総会への出席の申し出があり、かつ当該出席を希望する者が実質的な株主であることが確認できた場合で、当社が特段の事情が認められると判断したときは、実質株主の株主総会への出席と自らの議決権行使を認める。

(資本政策の基本方針)

- 第 5 条 当社の資本政策においては、バランスシートの状況を踏まえ、持続的成長のための投資と株主還元とのバランスを考慮する。
- 2 企業価値の向上を通じて ROE（株主資本利益率）の向上に努める。
- 3 配当政策は、安定的かつ継続的な配当の維持を基本方針とし、連結配当性向 50 %を目処とする。
- 4 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合には、取締役会・監査役は、その実施目的や検討過程等を適切に開示するとともに、必要性・合理性の十分な検証を行う。また、必要に応じて当社ウェブサイトに開示するとともに、株主総会や決算説明会等で説明する。

(政策保有株式)

- 第 6 条 政策保有株式は、業務提携・取引の維持強化等の保有目的の合理性がある場合に限る。
- 2 政策保有株式については当該合理性の観点から、財務関連部門にて定期的に検証を行い、合理性が認められなくなった銘柄は縮小する。
- 3 政策保有株式に係る議決権行使は、株式保有先企業との関係を踏まえた上で、提案議案の内容が株主価値の毀損に繋がらないか等を総合的に勘案して行う。

(関連当事者間取引)

- 第 7 条 当社が、当社取締役との間で法令に定める競業および利益相反取引を行う場合、株主価値を毀損しないことを確認した上で、取締役会規程に基づき取締役会の承認を要する。
- 2 前項の承認を受けた取引を行った取締役は、取引後遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告する。
- 3 当社が、主要株主との間で取引を行う場合には、取引内容の合理性および妥当性について確認を行った上で、当該取引が株主共同の利益を害することのないようを行う。

(買収防衛策)

- 第 8 条 当社は、買収防衛策を導入しない。
- 2 当社株式が公開買付けに付された場合には、取締役会は、公開買付者等に対

し、当社グループの企業価値向上策の説明を求めるとともに、当社取締役会としての考え方を表明する。

### 第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

- 第 9 条 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業活動の向上のため、顧客、取引先、従業員、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働が重要であると認識し、これら株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。
- 2 当社は、企業倫理規範の実践状況について、適宜、取締役を構成員とするコンプライアンス委員会でレビューする。

(多様性の確保)

- 第 10 条 当社は、多様性が持続的な成長を確保する上での強みとなり得ると認識し、男女の区別なく能力本位で登用する。
- 2 産前産後休業・育児休業後の復帰社員も活躍できるよう、時短勤務による子育てと仕事の両立等、多様なライフスタイルに応じ、社員の誰もが継続的に活躍できる環境整備に努める。

(内部通報)

- 第 11 条 当社は、コンプライアンス規程を制定し、通報者の不利益取扱を禁止した内部通報窓口を設置する。この内部通報窓口は社内の他、経営陣から独立した独立社外監査役にも通報窓口を設置する。
- 2 通報があった場合はコンプライアンス委員会で調査の上、解決策を検討する。
- 3 内部通報の運用状況は、定期的にコンプライアンス委員会でモニタリングを実施する。

### 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示に関する基本方針)

- 第 12 条 情報開示はステークホルダーからの信頼を得るために必要不可欠との認識に立ち、法令に基づく開示はもちろん、それ以外にもステークホルダーにとって重要と考えられる情報について適時適切に開示する。

(外部会計監査人)

- 第 13 条 外部会計監査人の適正な監査を確保するため、監査役会や経理部門等の関

- 連部門が連携し、監査日程や監査体制の確保に努める。
- 2 十分な監査時間を確保するため、外部会計監査人と事前協議の上、監査スケジュールを策定する。
  - 3 外部会計監査人から要請があった場合、代表取締役をはじめとする経営陣幹部との面談時間を設ける。
  - 4 会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査役との連携を確保する。
  - 5 不正や不備が発見されたときは、代表取締役の指示により各担当取締役が中心となり調査是正を行い、その結果報告を行う。また、監査役会では常勤監査役が中心となり、内部監査室その他関連部門と連携し調査・是正を行う。
  - 6 外部会計監査人の評価にあたっては、次の各号に留意の上で評価を行う。
    - (1) 常勤監査役が四半期ごとに外部会計監査人と面談し、業界や当社に対する理解の確認とあわせて、他社の監査実績等を考慮する。
    - (2) 監査実施状況の把握や意見交換を通じて、外部会計監査人の独立性・専門性を把握する。

## 第5章 取締役会等の責務

### (取締役会の役割・責務)

- 第14条 当社は、監査役会設置会社として、取締役会において当社の基本理念・経営方針を踏まえ、企業戦略等の方向性を定める。また、取締役会は適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制の適切な整備と運用の監督を行う。
- 2 取締役会では、法令および定款に定めのある事項や資本提携、組織再編、多額の資産の取得・処分等、「取締役会規程」「稟議規程」「職務権限規程」の各規程に定める事項を決定する。また、経営陣が執行する業務の範囲は、「組織規程」「稟議規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」「執行役員規程」の各規程に定める。これら取締役と各部署の責任と権限を確認することで、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。
  - 3 統治機構の充実を図るため、取締役会における意思決定の諮問機関として、あるいは意思決定後のフィードバック機関として、任意の機関の活用を図る。

### (取締役会の構成)

- 第15条 取締役会は、経験や専門知識等が異なる取締役で構成し、多様性と適正規模の観点から取締役の員数は10名以内とする。
- 2 取締役会の経営監督機能および意思決定機能の実効性を確保するため、社外取締役とそれ以外の取締役の構成比等を考慮する。

### (取締役会の運営)

- 第16条 取締役会は、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。

- 2 取締役会は、要点を整理した資料作成と事前配布、また年間開催スケジュールの策定等により、審議の活性化に努める。

(監査役および監査役会の役割・責務)

- 第17条 監査役および監査役会は、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速・果斷な意思決定が可能となる環境整備と能動的・積極的な意見の表明に努める。
- 2 前項のため、常勤監査役は、取締役会の他にも重要な会議にも出席するとともに、独立社外監査役は高い専門性や豊富な経験に裏づけされた知見から適切に意見を表明するよう努める。
- 3 監査役会は、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、独立社外取締役との意見交換会等、定期ミーティングの実施に努める。

(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

- 第18条 当社の取締役会は、多様性・適正規模・能力のバランスを確保し、取締役会の役割・責務を実効的に果たすため、営業・通関・海上業務・管理の各分野に精通した者で構成する。
- 2 監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任する。

(取締役・監査役候補の選解任方針と手続き)

- 第19条 当社の取締役・監査役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。
- 2 取締役・監査役候補の指名においては、前項の資質に加え、当社の企業価値の創造に貢献できるか等を総合的に検討した上で、適材適所の観点から、代表取締役社長が候補者を選考し取締役会に諮る。
- 3 取締役および監査役の解任においては、次の基準の一つに該当した場合、解任提案の対象とし取締役会に諮る。
- (1) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められること。
- (2) 法令もしくは定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループに多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせること。
- (3) 職務執行に著しい支障が生じたこと。
- (4) 本条1項および2項に定める選任の資質を欠くことが明らかとなつたこと。

(取締役および監査役の兼任)

- 第20条 取締役および監査役が、他の会社の役員を兼任する場合は、当社の取締役および監査役としての役割・責務を適切に果たすことができる合理的な範囲に限る。

(独立社外取締役)

第21条 当社の中長期的な成長と持続的な企業価値の向上に寄与する資質を備えた独立社外取締役を複数名選任する。

- 2 独立社外取締役は、経営陣および主要株主から独立した立場で株主共同の利益およびステークホルダーの利益を考慮し、法令に定める他、自らの知見に基づき、当社の持続的成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るための助言を行う。また、取締役候補者の指名、その他の取締役会における重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うとともに、会社と取締役・主要株主等との間で利益相反を監督する。
- 3 独立社外取締役は、会社法および東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に従い選任する。

(報酬決定にあたっての方針と手続き)

第22条 取締役の報酬は、当社の企業価値の最大化に向けた意欲の高揚を図るため適切かつ公正なものとする。

- 2 社外取締役の報酬は、各社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものとする。
- 3 取締役の報酬は、業績運動による賞与は原則としてなく、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会が決定する。
- 4 監査役の報酬は、取締役の報酬とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役の協議により決定する。

(支援体制)

第23条 取締役および監査役は、必要に応じ、会社の費用負担で外部コンサルタント等の専門家を活用し検討を行う。

- 2 取締役および監査役が、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得られるよう、会社は取締役および監査役の求めに応じて費用を支出する。
- 3 取締役・監査役が当社の情報を把握できるよう、内部監査において発見された問題点の共有を図る。

## 第6章 株主との対話

(株主との建設的な対話に関する方針)

第24条 当社の中長期の企業価値の向上に有益と判断される場合には、情報開示の公平性に留意しつつ、個別に対話をを行うことがある。

<株主との建設的な対話の方針>

- i ) IR 責任者は内部情報管理規程に定める内部情報管理責任者とし、経理財務部担当役員が担当します。IR 責任者は、株主・機関投資家・アナリストとの建設的な対話に努めます。
- ii ) IR 担当部署を設置し、関連部門と必要な情報を共有し連携を図ります。
- iii) 対話の手段として、次の事項を適宜実施し、対話の充実に努めます。
  - ・決算説明会
  - ・スモールミーティング
  - ・電話会議
  - ・投資家訪問
  - ・当社ウェブサイトにおける情報発信
- iv) 対話を行った後は、対話によって得られた投資家の意見等を、速やかに経営幹部等に共有し、必要に応じて検討を行います。
- v ) 各決算期末から決算発表までを「IR 自粛期間」として、当該決算情報の対話を控える等、情報管理に留意します。

(株主構造の把握)

第25条 当社は、四半期ごとの株主構造の把握に努める。

附則

(改定)

第26条 本ガイドラインの改定は、取締役会の決議による。

(施行)

第27条 本ガイドラインは、2016年10月7日より施行する。

2 2018年12月19日改定（第19条）

3 2020年 6月19日改定（第24条）

4 2023年 8月18日改定（第 2条）